

多子世帯や低所得世帯の保育料の軽減範囲を拡充します

2024 年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯や、低所得世帯の保育料の軽減を拡充します。

新しい軽減は、2024 年4月分から適用されます。

新しい軽減の対象となる方

保育園、認定こども園(保育部分)、小規模保育施設へ在園する 0 歳児から 2 歳児(3歳未満児)のお子さんで、次に該当する方。

対象	児童の属する世帯の所得割課税額	軽減
第 1 子	市民税所得割額 57,700 円未満の世帯	半額軽減
第 2 子	市民税所得割額 57,700 円未満の世帯	無料
	市民税所得割額 57,700 円以上の世帯	半額軽減
第 3 子以降	条件なし	無料

▼**保育園などの同時利用に関わらず**、生計を同一にしている子どものうち、最年長の子どもから順に第 1 子、第 2 子、第 3 子と数えます。

⇒ **保育所などの同時利用等で既に保育料が軽減されている方**は、今回の軽減により保育料が変わらない場合があります。

今までは
保育所などを同時利用している 2 人目は半額軽減、3 人目以降は無料
保育所などの同時利用に関わらず 3 人目は 6,000 円もしくは 2 割の高い方の額を軽減

▼ひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯は別の軽減があります。

保育料軽減の算定

保護者の方にしていただく手続きはありません。

2024 年8月分の保育料から新しい軽減後の保育料で算定し、納付していただきます。

2024 年4月から 7 月分の保育料は再度算定し、軽減となる方には、軽減分を口座へ還付します。

※認定こども園、小規模保育事業所に通園されている方は、各園から還付されます。還付の時期などについては各園へお問い合わせください。